

## (年金制度)：年金会計基準再考(2) - 即時認識の企業評価への影響

英国の財務会計基準書 17 号(FRS17)や改定された国際会計基準書 19 号(IAS19)では、数理計算上の差異の即時認識を積極的に推進しており、日本に波及する可能性がある。それが格付けや株価にどの程度影響するかは、脚注に開示されていた数理計算上の差異に、従来、投資家がどの程度の注意を払ってきたか、認識された数理計算上の差異が、業績報告のどこに反映され、それが今後、投資家に注目されるかどうか、による。

前回述べたように、年金資産・債務の変動について、遅延認識を認めている点で、日本の退職給付会計や米国の会計基準(FAS87)あるいは従来の国際会計基準(IAS19)は、決して時価主義ではない。しかし、近年、英国のFRS17は数理上の差異の即時認識を求め、改定IAS19は即時認識の選択的採用を認めた。

こうした数理計算上の差異の即時認識は、わが国の退職給付会計にも影響を及ぼす可能性がある。1つの契機として、2005年から欧州共同体(EU)が、あらゆる公開企業に国際会計基準に従うよう求めていることである。2007年からは、日本企業が欧州で資金調達する際に、国際会計基準と同等の情報開示を求めるといふ。

同等の情報開示という場合、数理計算上の差異の額を、現在のように財務諸表の脚注で開示すれば十分に同等だとも考えられる。しかし、場合によっては、数理計算上の差異を損益や資産・負債に即時認識することが求められることもあろう。それでは、日本の退職給付会計基準でも、数理計算上の差異が即時認識された場合に、格付けや株価といった企業評価にどのような影響があるのだろうか。

図表 1：数理上の差異を即時認識した場合の株主資本比率の低下幅の分布  
(カッコ内は百分比)

	2001年3月期		2004年3月期		2005年3月期	
6%以上	18	(1.8)	71	(6.9)	40	(3.9)
5%～	19	(1.9)	39	(3.8)	32	(3.2)
4%～	46	(4.5)	80	(7.8)	59	(5.8)
3%～	78	(7.6)	111	(10.9)	111	(10.9)
2%～	197	(19.3)	212	(20.7)	204	(20.1)
1%～	560	(54.8)	408	(39.9)	426	(42.0)
0%～	101	(9.9)	94	(9.2)	138	(13.6)
0%未満	3	(0.3)	7	(0.7)	4	(0.4)
<b>合計</b>	<b>1,022</b>	<b>社</b>	<b>1,022</b>	<b>社</b>	<b>1,014</b>	<b>社</b>
<b>加重平均低下幅</b>						
製造業(646社)	1.18%		2.02%		1.60%	(641社)
非製造業(376社)	0.42%		0.74%		0.57%	(373社)
全産業(1,022社)	0.73%		1.28%		1.01%	(1,014社)

$$\begin{aligned} & \text{数理上の差異を即時認識した場合の修正株主資本比率} \\ & = \frac{\text{現在の株主資本} - \text{未認識数理上の差異} \times 0.6}{\text{総資産} + \text{未認識数理上の差異} \times 0.4} \end{aligned}$$

$$\text{低下幅} = \text{現在の株主資本比率} - \text{修正株主資本比率}$$

そこで、法人税の限界税率を 40%として、過去のデータから、数理計算上の差異を即時認識した場合に株主資本比率がどの程度低下するかを試算した(図表1)。2005年3月期では、低下幅は平均1%とそれほど大きくはない。とはいえ、サンプルとなった上場企業約1000社の内24%では、低下幅が3%を上回っている。

一方、もしも即時認識された数理計算上の差異がそのまま損益に反映された場合、株主資本利益率がどうなったかを試算すると(紙幅の関係上、データは割愛する)、2003年3月期までは、運用の低迷を反映して、株主資本利益率が低下した。特に2001年3月期、2002年3月期では、低下幅が平均3%を上回っていた。しかし、運用環境が改善した2004年3月、2005年3月期では、数理計算上の差異の即時認識がプラスに作用していた。

以上、定量的な影響をみると、株主資本比率は低下するものの、損益への影響は運用環境によって、プラスマイナスのどちらにもなりうる。この結果をみると、格付けにはマイナスであるものの、株価にはプラスマイナス両方の影響がありうる。

次に、即時認識の影響を定性的に考えてみたい。数理計算上の差異がどのくらいあるかは、現在でもすでに貸借対照表の脚注に開示されている。格付け機関のような専門家は、すでにこの数字を念頭に置いていると考えられる。そのため、格付けへの影響は大きくないかもしれない。

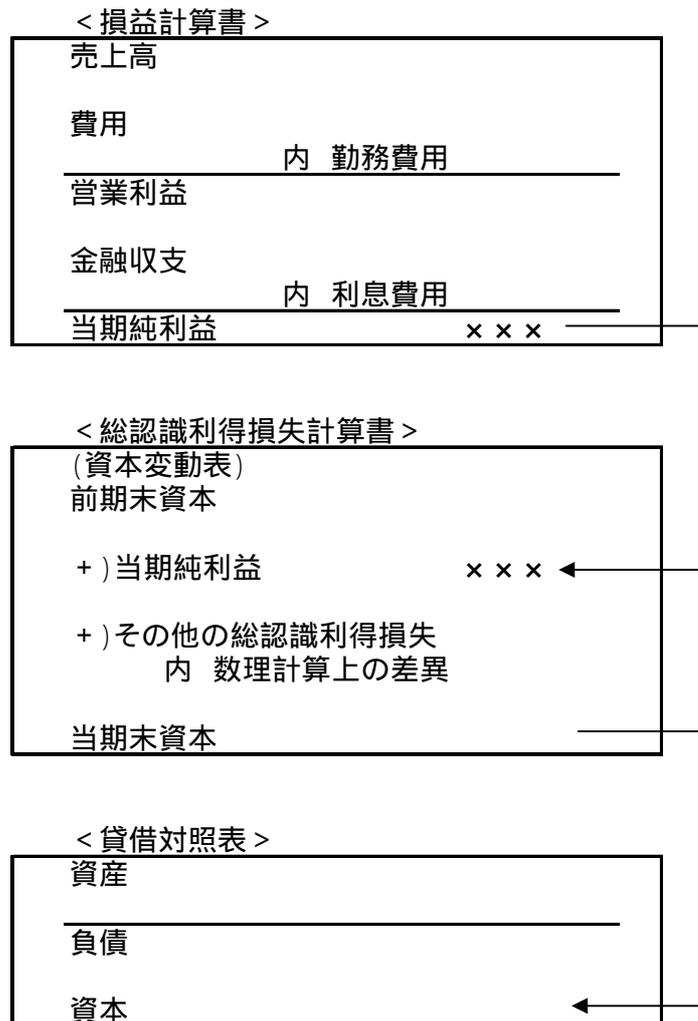
一方、一般的な株式投資家の中には、こうした脚注に示されている退職給付会計の数値まで注意を払わず、企業全体でみた1株当たり利益や純資産、あるいはそれらの変化しか考慮せずに、投資判断している例も少なくない。そのように注意を払っていない場合には、数理上の差異が即時認識されて、損益や財務の数値に反映されれば、投資判断が変化してもおかしくない。

ただ、注意したいことが1つある。それは、英国のFRS17でも、新IAS19でも即時認識された結果は、損益計算書とは別の開示書類である「総認識利得損失計算書」や「認識済損益計算書」に開示され、損益計算書を通さずに、直接、資本を増減させる(裏表紙の図表2)。損益に影響しない点は、日本の持ち合い株式など「その他の有価証券」の評価損益と同じ扱いである。しかも、一旦、資本を増減させた後は、損益計算書で再認識(これを「リサイクル」と呼ぶ)される可能性は低い。数理計算上の差異が即時認識されても、通常の当期純利益の計算には反映されないことになる。そのため、もしも、株式の投資家が当期純利益だけをみていて、資本勘定に注意を払っていない場合は、即時認識が始まって、株価にはあまり影響がないという結論になる。

当期純利益とその他の包括損益のどちらが注目され、株価に影響を与えているかは、会計学者の間でも論争のある重要なトピックである。また、現在、国際会計基準委員会では、そもそも業績報告から、当期純利益をなくして、包括利益だけを残すという提案も検討されている。数理計算上の差異の即時認識により、企業評価にどのような影響があるかどうかは、このようにさまざまな要因が関係しており、簡単には結論が出せる問題ではないことに注意を払っておきたい。

(白杵 政治)

図表 2 : FRS17 の下での英国における業績報告の体系



発行： ニッセイ基礎研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル

FAX : 03-5512-1082 E-mail : [pension-query@nli-research.co.jp](mailto:pension-query@nli-research.co.jp)

年金ストラテジーWeb アドレス [http://www.nli-research.co.jp/stra/stra\\_all.html](http://www.nli-research.co.jp/stra/stra_all.html)

本誌記載のデータは信頼ある情報源から入手、加工したのですが、その正確性と完全性を保証するものではありません。本誌内容について、将来見解を変更することもあります。本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。ニッセイ基礎研究所の書面による同意なしに本誌を複写、引用、配布することを禁じます。